

## 上田市生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)について

路線名	運行事業者	運行区間	運行距離(Km)	運行日	日運行回数	輸送人員(人)			備考
						R3	R4	R5	
信州上田医療センター線	上田バス(株)	上田駅～信州上田医療センター	2.4	毎日運行	36	27,591	44,819	25,437	
塩田線		上田駅～別所温泉	16.4	平日のみ運行	8	11,637	11,749	11,227	
上田市街地循環バス(青バス)		上田市街地	27.1	平日・土曜のみ運行	9	11,589	12,459	14,068	
上田市街地循環バス(赤バス)		上田市街地	27.1	平日・土曜のみ運行	5	8,142	9,428	10,543	令和2年4月1日から千曲バスから引き継ぎ、運行開始
久保林線		久保林～上田駅	4.9	平日のみ運行	8	2,337	2,438	2,269	平成28年10月1日から運行開始
室賀線	千曲バス(株)	下秋和～上室賀 上田新田～上室賀	17.4 14.1	平日のみ運行	9 1	30,279	30,133	29,943	



## 地域内フィーダー系統確保維持改善計画

令和6年6月5日

(名称) 上田市公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

上田市におけるバス路線の集積点は、上田駅となっており、市域内に広範に路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等により構成される公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通については、市街地中心部の総合病院をはじめとする教育機関、公共施設、医療機関及び大規模ショッピングセンター等が当市民の日常生活機能を担う中で、各地域からのバス路線が市街地に向かう唯一の手段として、車を運転できない高齢者や高齢者等を中心に、生活に必要な不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少傾向にあり、バス事業者の収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

持続可能なまちづくりの実現に向けては、公共交通は、都市の骨格となる基幹的な交通軸を形成していく必要があり、市民生活に不可欠な移動手段の役割を担うとともに、多様な暮らし方と働き方を支える基盤的な社会インフラであり、都市の持続性や幅広い社会課題の解決のために重要な役割と価値を有すると考える。

その中で、幹線系統は都市機能集積拠点と生活複合拠点の間を、一定水準以上の高いサービスレベルで結ぶものであり、市内各地域から上田駅周辺の市街地への移動の役割を担い、また、フィーダー系統は生活複合拠点の中やその先を、効率的に結ぶものであり、幹線バスが運行していない区域を中心に運行し、交通接結点等において幹線バスや鉄道に接続する役割を担っている。

信州上田医療センター線は、拠点である上田駅から周辺部の居住地や、信州上田医療センター等の生活必需施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っており、市内外からの利用者が多い。起終点の上田駅前では、他モードや地域内交通への接続により広域への移動も可能とするなど、幹線系統を補完する欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

塩田線は、生活複合拠点の塩田地域の居住地や、塩田病院、Aコープしおだ等の生活必需施設や上田千曲高校を連絡する路線であり、通勤通学をはじめ地域の移動手段としての役割を担っており、起終点の上田駅前では、他モードや地域内交通への接続、また、別所温泉駅、塩田町駅では上田電鉄別所線との接続により広域への移動も可能とするなど、幹線系統を補完する欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

久保林線は、神川地域の居住地や、イオン上田等の生活必需施設を連絡する路線であり、通勤通学をはじめ地域の移動手段としての役割を担っており、起終点の上田駅前では、他モードや地域内交通への接続、また、信濃国分寺駅ではしなの鉄道線との接続により広域への移動も可能とするなど、幹線系統を補完する欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

室賀線は、生活複合拠点の川西地域の居住地や、アリオ上田、室賀温泉等の生活必需施設や川西小学校を連絡する路線であり、通勤通学をはじめ地域の移動手段としての役割を担っており、起終点の上田駅前では、他モードや地域内交通への接続、また、上田原駅では上田電鉄別所線との接続により広域への移動も可能とするなど、幹線系統を補完する欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

上田市街地循環バス（赤バス・青バス）は、中心市街地の公共施設をはじめ、信州上田医療センターや上田東、上田染谷丘、上田西といった高校の生活拠点施設等を結び、観光的な利用も含めた回遊性向上を目的として運行しており、通勤通学をはじめ地域の移動手

段としての役割を担っており、起終点の上田駅前では、他モードや地域内交通への接続により広域への移動も可能とするなど、幹線系統を補完する欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### 【上田バス株】

(信州上田医療センター線)

- ・利用者数を 23,090 人以上【直近年度の実績（令和 5 会計年度）25,437 人】とする。
- ・公的資金投入額（市からの支出）5,007 千円の維持を目標とする。  
（運賃低減バス負担金 507,173 円+廃止代替 4,500,000 円=5,007,173 円）
- ・直近年度（令和 5 会計年度）の収支率 31.66%を維持する。

(塩田線)

- ・利用者数を 9,134 人以上【直近年度の実績（令和 5 会計年度）11,227 人】とする。
- ・公的資金投入額（市からの支出）9,200 千円の維持を目標とする。  
（廃止代替 9,200,000 円=9,200,000 円）
- ・直近年度（令和 5 会計年度）の収支率 8.93%を維持する。

(久保林線)

- ・利用者数を 1,850 人以上【直近年度の実績（令和 5 会計年度）2,269 人】とする。
- ・直近年度（令和 5 会計年度）の収支率 5.35%を維持する。  
※上田市からの支出なし

(上田市街地循環バス・赤バス)

- ・利用者数を 10,078 人以上【直近年度の実績（令和 5 会計年度）10,543 人】とする。
- ・公的資金投入額（市からの支出）13,339 千円の維持を目標とする。  
（令和 5 会計年度委託料）
- ・直近年度（令和 5 会計年度）の収支率 11.14%を維持する。

(上田市街地循環バス・青バス)

- ・利用者数を 13,734 人以上【直近年度の実績（令和 5 会計年度）14,068 人】とする。
- ・公的資金投入額（市からの支出）12,547 千円の維持を目標とする。  
（令和 5 会計年度委託料）
- ・直近年度（令和 5 会計年度）の収支率 12.14%を維持する。

#### 【千曲バス】

(室賀線)

- ・利用者数を 29,943 人以上【直近年度の実績（令和 5 会計年度）29,943 人】とする。
- ・公的資金投入額（市からの支出）4,605 千円の維持を目標とする。  
（廃止代替 4,605,000 円=4,605,000 円）
- ・直近年度（令和 5 会計年度）の収支率 28.31%を維持する。

(上田市地域公共交通計画 P25.26 参照)

※多くの路線が令和 6 年度から減便となることを鑑み、減便後も令和 5 年度の実績を維持するよう目標を設定

(計算方法：令和 6 年度運行回数÷令和 5 年度運行回数×令和 5 年度輸送人員)

※上田市地域公共交通計画との整合を図るため、数値は会計年度を使用する。また、評価時は令和 6 年度の実績値を用いることとする。

※公的資金投入額については国庫補助金の補助額により変動する場合がある。

## (2) 事業の効果

### 【塩田線】

塩田線を維持することにより、西塩田地区の交通不便地域の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、上田電鉄別所線塩田町駅等と接続することにより、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

### 【信州上田医療センター線】

上田駅及び地域間幹線系統と上田市の中核拠点病院である信州上田医療センターを効率的に結び、病院通院者および周辺住民の利便性を図る。

### 【室賀線】

室賀線を維持することにより、川西地域の交通不便地域の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、上田駅と接続することにより、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

### 【上田市街地循環バス】

市街地循環バスを運行することにより、周辺住居地域と市街地主要施設を結び、中心市街地への買い物需要や病院・高校等への通院・通学の利便性を確保し、また上田駅等と接続することにより、観光振興の視点を踏まえた効率的な運行体系が実現できる。

### 【久保林線】

久保林地区住民からの要望を踏まえ、公共交通空白地帯の久保林地区と上田駅を結ぶ生活交通としての足を確保することにより、地域住民の外出促進、中心市街地の活性化につなげる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- (1) 安定的な路線運行の継続及びサービスレベルの維持（上田市公共交通活性化協議会、バス事業者）
  - ※ 上田市地域公共交通計画 (P28)
- (2) 運賃低減バスの運行継続及び利用促進に向けた周知・PRの徹底（上田市公共交通活性化協議会、バス事業者）
  - ※ 上田市地域公共交通計画 (P33)
    - ・通学定期券購入の負担軽減について、高校入学を控えた中学3年生や在学中の高校生に対し、通学利用促進チラシを作成のうえ配布し、通学利用増加に向けた周知を徹底
    - ・高校における通学定期出張販売窓口の設置
- (3) 利用者に応じたわかりやすい公共交通の案内、情報発信（上田市公共交通活性化協議会）
  - ※ 上田市地域公共交通計画 (P35)
    - ・路線図、時刻表の配布
    - ・上田駅と大屋駅に設置している乗継案内表示板のダイヤ変更等に合わせた適宜修正による正確な情報提供
    - ・TicketQRによる割引率の高いマイレールチケットQRやプリペイド券の販売
- (4) バスの乗り方教室等の開催（上田市公共交通活性化協議会、バス事業者）
  - ※ 上田市地域公共交通計画 (P37)
    - 【保育園、幼稚園、小学校における乗り方教室】
      - ・幼少期から公共交通（バス）とふれあい、親しむ機会の創出
      - ・TicketQRを利用した乗車体験による、キャッシュレス化やデジタル化に触れる機会の創出
      - ・大規模商業施設等との連携・協力による、多くの方々が参加できるイベントの開催

## 【高齢者に対する乗り方教室】

- ・高齢者サロン等におけるバスの乗り方教室の開催
- ・バスの乗り方教室に合わせた「お買い物ツアー」の実施や、各地域から路線バスや循環バスを利用した「お出かけプラン」の提案によるバス利用が可能であることの周知
- ・関係機関等との連携による、高齢ドライバーによる重大事故防止のための安全講習の実施及び運転免許証自主返納と併せた事故防止のための啓発

## 【その他】

- ・近隣の保育園（幼稚園）児や文化団体の作品を飾ったギャラリーバスの運行
- (5) 小学校の夏休み期間中に、小学生以下を無料とする「キッズパス企画」を実施（上田市公共交通活性化協議会・バス事業者）
- ※ 上田市地域公共交通計画 (P37)
- ・家族でのバス利用を促し、公共交通の役割や重要性等について理解を深め、親しんでもらうとともに、将来の利用促進につなげていく。
- (6) 利便性向上に向けたサービスや機能の充実（上田市公共交通活性化協議会・バス事業者）
- ※ 上田市地域公共交通計画 (P38)
- ・キャッシュレス化
  - ・ロケーションシステム（現在位置情報）の有効活用
  - ・G T F S データ整備とオープンデータ化
- (7) 商業施設等との連携による一定額以上のお買い物で乗車券進呈サービスの実施（交通事業者）
- ※ 上田市地域公共交通計画 (P40)

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

表1のとおり

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る信州上田医療センター線・塩田線・久保林線・上田市街地循環バス・室賀線について、その運行に係る費用総額 93,166 千万円（前年度実績から試算）のうち、上田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。（一部対象外あり）

※費用総額は会計年度の数値を使用。

## 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

## 7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要

## 【地域間幹線システムのみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果

※該当なし

## 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

令和3年6月1日	佐久上田線の廃止について承認
令和3年11月22日	豊殿地区自主運行循環バス（あやめ号）の廃止について承認
令和4年1月7日	書面協議による協議会を開催し、上田市生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統）の事業評価について承認
令和4年5月25日	地域間幹線系統確保維持計画、上田市生活交通確保維持改善計画、運賃低減バス運行計画等について承認
令和4年7月29日	書面協議による協議会を開催し、オレンジバス東塩田コースの認可・廃止（一部路線）、上田草津線（特急湯畑号）の特殊割引運賃について承認
令和4年9月28日	書面協議による協議会を開催し、上田草津線（特急湯畑号）の運行回数、及び時刻の変更について承認
令和4年11月16日	書面協議による協議会を開催し、道路形状の変更に伴う認可（廃止）申請について承認
令和5年2月1日	書面協議による協議会を開催し、上田草津線（特急湯畑号）の国道144号（鳴岩橋）開通に伴う認可申請について承認
令和5年2月27日	書面協議による協議会を開催し、上田市生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統・バリア解消）の事業評価、上田市街地循環バス（青バス東コース）・信州上田医療センター線・塩田線のダイヤ改正について承認
令和5年3月16日	書面協議による協議会を開催し、信州上田レイライン線・西丸子線のダイヤ改正について承認
令和5年6月7日	地域間幹線系統確保維持計画、上田市生活交通確保維持改善計画等について承認
令和5年9月14日	上田市地域公共交通計画（素案）について承認
令和5年12月25日	上田市生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統）の事業評価について承認、上田草津線の運休について報告
令和6年2月7日	市内バス路線の減便、また、減便に伴う地域間幹線系統確保維持計画、および上田市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について承認
令和6年3月19日	書面協議による協議会を開催し、上田草津線（特急湯畑号）の運休期間延長、オレンジバス（東塩田コース）の停留所名変更、長久保線の減便について報告
令和6年6月5日	地域間幹線系統確保維持計画、上田市生活交通確保維持改善計画等について承認（予定）

## 19. 利用者等の意見の反映状況

路線ごとに利用啓発を図るとともに、住民からの要望を踏まえたダイヤ変更等の改善を行いながら利用人員の増加を図り、路線の維持確保につなげていく。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 上田市大手1丁目11番16号

（所 属） 上田市都市建設部交通政策課

（氏 名） 木角 圭汰

（電 話） 0268-23-5011

（e-mail） kotu@city.ueda.nagano.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。